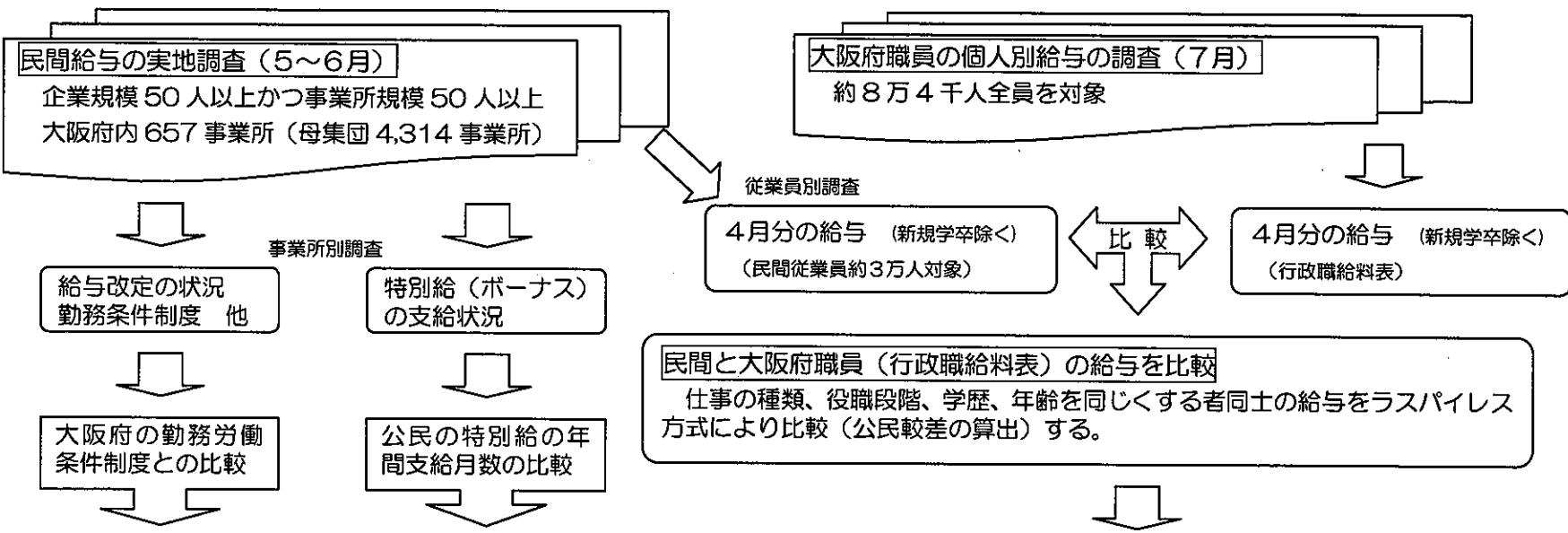


大阪府職員の給与は、どのようにして決まるのか ~ 給与勧告の手順 ~

大阪府人事委員会は、公民給与の比較の基礎とするため、大阪府職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて、それぞれの4月分の給与（月例給）を精密に比較して得られた大阪府職員と民間の給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を正確に把握し、その結果得られた年間の支給割合に職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



情勢適応の原則 (＝民間準拠)

地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置を講じなければならない。(地方公務員法第 14 条)

給料表、手当等の勤務条件の改定内容を決定
「職員の給与等に関する報告及び勧告」

勧告

議会 : 知事から提出された条例改正案を審議

知事 : 勧告内容の検討、条例改正等の検討、議会への提案